

第5号関係（業況の悪化している業種（全国的））

<p>(対象者)</p>	<p>経済産業大臣の指定を受けた業種を営んでおり、次のいずれかの項目に該当する者</p> <p>※指定業種は中小企業庁のホームページ参照 http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_5gou.htm</p> <p>※平成26年10月1日から第5号に関する運用方法が変更となりました。 認定要件ごとに認定申請書の様式も異なるため、添付資料をご確認いただいた上で申請されますよう、お願いいたします。</p> <p>(イ) 最近3カ月間の売上高又は販売数量（建設業にあっては、完成工事高又は受注残高。以下「売上高等」という）が前年同期の売上高等に比して5%以上減少していること。</p> <p>(ロ) 原油価格の上昇により、製品の製造若しくは加工又は役務の提供（以下「製品等」という）に係る売上原価のうち20%以上を占める原油又は石油製品（以下「原油等」という）の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、物の販売又は役務の提供の価格（加工賃を含む）の上げが著しく困難であるため、最近3カ月間の売上高に占める原油等の仕入価格の割合が、前年同期の売上高に占める原油等の仕入価格の割合を上回っていること。</p>
<p>(必要書類)</p>	<p>【共通】</p> <p>①<u>認定申請書（様式第5号）</u> 2部 ※様式はそれぞれ異なります。</p> <p>②<u>認定申請付属資料</u> 1部 ※様式はそれぞれ異なります。</p> <p>③<u>登記簿謄本の写し（法人の場合）</u>や<u>確定申告書の写し（個人の場合）</u>など主たる事業所の所在地がわかる資料 1部</p> <p>④<u>登記簿謄本、許認可証、確定申告書（直近）</u>、など業種の確認ができる資料の写し 1部</p>

【(イ) に該当する場合】

- ⑤認定申請書 ((イ) ①又は②若しくは③) の添付資料 1 部
- ⑥確定申告書 (前年) 又は決算書 (前年) の写し 1 部
- ⑦月別試算表・月別損益計算書 など最近 3 カ月間の売上高又は販売数量が確認できる資料及び前年各月 (又は同期) の売上高又は販売数量が確認できる資料 1 部
- ⑧⑦が諸事情により提出できない場合は、売上高明細表 (任意様式) 1 部

【(ロ) に該当する場合】

- ⑤認定申請書 ((ロ) ①又は②若しくは③) の添付資料 1 部
- ⑥仕入帳・総勘定元帳 など売上原価に対する原油等の仕入価格の割合が確認できる資料の写し 1 部
- ⑦領収書・納品書 など最近 1 カ月間及び前年同月の原油等の仕入単価が確認できる資料の写し 1 部
- ⑧確定申告収支内訳書・仕入帳・月別試算表・領収証 など最近 3 カ月間及び前年同期の原油等の月別仕入価格及び月別の売上高が確認できる資料の写し 1 部